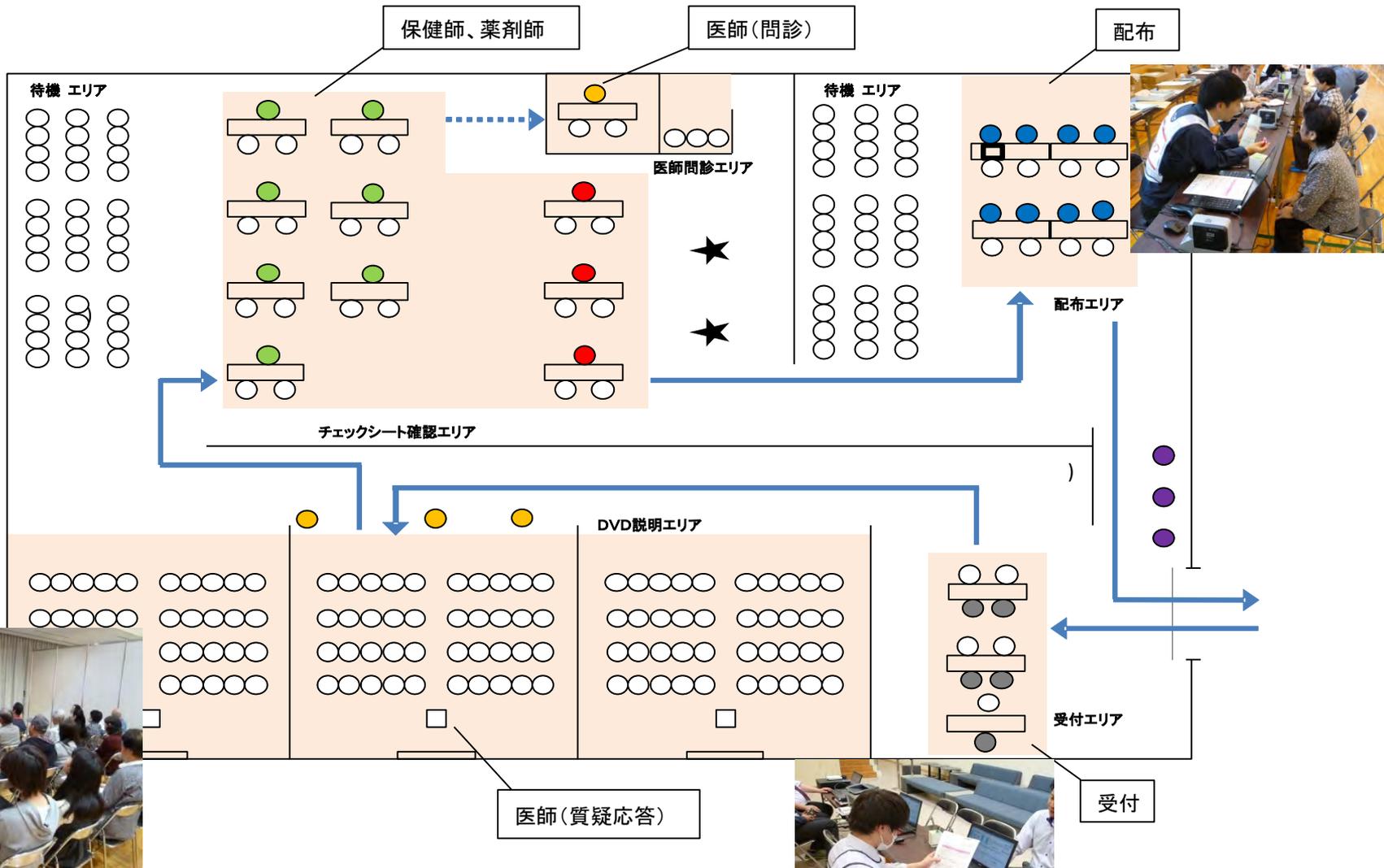


本県における事前配布説明会の概要



本県における事前配布説明会の配布実績

< 1回目（平成27年9月、10月） >

	対象者 a	配布者 b	配布率 b/a
柏崎市	15,848人	10,937人	69.0%
刈羽村	4,668人	3,949人	84.6%
合計	20,516人	14,886人	72.6%

※対象者数はH27.7.30時点

< 2回目（平成28年3月） >

	対象者 a	配布者 b		配布率 b/a
			うち今回配布者数	
柏崎市	15,795人	12,144人	1,406人	76.9%
刈羽村	4,678人	4,059人	170人	86.8%
合計	20,473人	16,203人	1,576人	79.1%

※対象者数はH28.1.31時点

「安定ヨウ素剤事前配布に関する検討会」における検討状況

＜開催日＞ 平成27年11月17日(水)

PAZにおける配備・配布に係る今後の課題

- (1) 未配布者の対象者、転入者等に対する配布体制
- (2) 3歳未満の乳幼児への対応
- (3) PAZ内への通勤・通学者への対応

UPZにおける配備・配布に係るスキームの検討

- (1) 分散配備のスキームの検討
- (2) 緊急配布のスキーム（たたき台）の検討
配布場所、配備場所、人員確保など
- (3) UPZの配布に係る課題
制度上の課題については国に引き続き要望、その他課題は「検討会」において整理

放射線防護対策実施施設一覧表(H28.4.1時点)

交付決定年度	対象施設	補助事業者	原発距離	収容人数	施設整備完了年度
H27年度	八手地区農村環境改善センター	出雲崎町	約13.0km	約184人	実施中
H27年度	西越地区農村環境改善センター	出雲崎町	約16.9km	約156人	実施中
H27年度	県立はまなす特別支援学校	新潟県(直接執行)	約4.7km	約87人	実施中
H26年度	柏崎総合医療センター	県厚生農業協同組合連合会	約7.3km	約150人	実施中
H26年度	国立病院機構新潟病院	(独)国立病院機構	約9.0km	約350人	実施中
H26年度	有料老人ホーム コージィコート	(株)アセットクリエーション	約7.0km	約80人	H27年度
H25年度	柏崎原子力広報センター	新潟県(直接執行)	約3.2km	約150人	H27年度
H25年度	障害者支援施設松風の里	(福)柏崎刈羽ニコロニー	約4.2km	約90人	H26年度
H25年度	障害者支援施設さざなみ学園	(福)柏崎刈羽ニコロニー	約4.2km	約70人	H26年度
H25年度	高浜コミュニティセンター	柏崎市	約3.1km	約50人	H27年度
H24年度	刈羽村新会議棟	刈羽村	約2.5km	約60人	H25年度
H24年度	特別養護老人ホームにしかりの里	(福)西山刈羽福祉会	約4.3km	約110人	H26年度
H24年度	特別養護老人ホームなごみ荘※	(福)柏崎刈羽福祉事業協会	約4.8km	約120人	H26年度

原子力災害時の避難計画(例)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この計画は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）第 2 章第 1 2 節に掲げる「避難・退避実施体制整備計画 8」に基づき、〇〇〇〇（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この計画に定める原子力災害対策は、入館者等及び職員等の生命・身体の安全確保を第一義として措置を講じることにより、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子力事故による入館者及び職員等の無用の被ばくを避け、必要に応じ安全かつ迅速に避難（又は屋内退避）させることを目的とする。

(対象範囲)

第 3 条 この計画は、入館者、職員及び出入りする全ての者を対象とする。

(地域住民等との連携協力)

第 4 条 原子力災害対策の実施については、県、市町村、消防機関や地域住民等と十分連携協力して行うものとする。

第 2 章 原子力災害事前対策

(連絡会議)

第 5 条 原子力災害対策の適切な実施を図るため、関係者による連絡会議を開催し、日頃から原子力災害時の対応について意見交換するとともに情報共有を図る。

2 連絡会議の長は施設の長をもって充てる。

3 連絡会議に原子力災害対策の措置を実施する情報担当、教育担当、訓練担当、備蓄担当を置く。

4 前項の各担当は、連絡会議の構成員となる。

5 連絡会議は、施設の防災対策を検討する組織が別にあるときには、それに替えることができる。（第6条及び第7条において同じ。）

（連絡会議の開催）

第6条 連絡会議は、定例会と臨時会とし、定例会は〇年に〇回、臨時会については施設の長が必要と認めるときに開催する。

2 施設の長は、必要に応じ、市町村等に連絡会議への参加を求める。

（連絡会議の検討事項）

第7条 連絡会議は、次の各号について検討し、情報を共有する。

- （1） 原子力災害避難計画の作成、検証及び改定に関すること。
- （2） 応急対策の活動に関すること。
- （3） 原子力災害時緊急連絡網及び職員招集・参集に関すること。
- （4） 入館者への情報提供及び誘導に関すること。
- （5） 施設内の退避場所・避難先の選定、避難経路、避難手段及び避難方法に関すること。
- （6） 防災教育及び避難訓練に関すること。
- （7） 食料、飲料水、医薬品等の備蓄、入館者搬送用資機材等の確保に関すること。
- （8） 複合災害への対処に関すること。
- （9） その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

（緊急連絡体制等の整備）

第8条 情報担当は、市町村の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時の防災メール等を事前に受信登録するなど緊急時における情報伝達の手段及び方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網及び必要に応じ職員招集・参集方法を整備するものとする。

2 情報担当は、緊急時における職員相互及び入館者への情報伝達方法を確認するものとする。

(原子力災害防災教育)

第 9 条 教育担当は、市町村の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての職員の理解と関心を高める原子力災害防災教育を行う。

2 原子力災害防災教育は、次の各号について行うものとする。

- (1) 原子力災害に関する基礎的知識
- (2) 避難計画の周知徹底
- (3) 原子力災害時に職員及び入館者が具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 施設内の役割分担、退避場所、屋内退避時の留意事項、避難先、避難経路、避難手段、避難(誘導)方法その他防護対策に関する知識
- (5) 非常持出品の準備等防災対策に関する知識
- (6) その他原子力災害防災対策について必要な事項

(原子力災害避難訓練)

第 10 条 訓練担当は、市町村の協力を得て、原子力災害時における避難誘導等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。

- 2 原子力災害避難訓練は、定期的を実施するものとし、職員及び入館者の参加を得て、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。
- 3 県・市町村が実施する防災訓練には積極的に参加するものとする。また、必要に応じて、地域の自主防災組織等の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。
- 4 原子力災害避難訓練実施後は、連絡会議において、その実施効果等の検証を行うものとする。

(備蓄及び点検)

第 11 条 備蓄担当は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の備蓄、入館者の搬送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

- 2 備蓄担当は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検及び消防用設備等の作動確認を定期的に行うものとする。
- 3 第 1 項及び前項の点検等において設備に欠陥等があれば速やかに改善するものとする。

- 4 備蓄する物資の種類及び数量は、別紙「備蓄品・非常持出品リスト」のとおりとする。

(屋内退避・避難場所、避難経路、避難手段及び避難方法)

第 12 条 施設の長は、市町村と協議して、原子力災害時において入館者及び職員等を集団的に施設内での屋内退避又は避難させる場合に備え、避難行動要支援者等への対応を含め、あらかじめ施設内での屋内退避場所、避難先、避難経路、避難手段及び避難方法を定めるものとする。

- 2 前項で定めた内容は、施設内に掲示するなど適当な方法により入館者及び職員等に周知するものとする。

第 3 章 原子力災害応急対策

(応急対策班)

第 13 条 原子力災害時の安全かつ迅速な避難を図るため、原子力災害応急対策を遂行する応急対策班（以下「班」という。）を置く。

- 2 班は、連絡調整員、安全確認員、応急物資員、避難誘導員から編成する。
なお、各班員の役割は別紙のとおりとする。
- 3 班の統括者は施設の長とし、他に副統括者を定める。
- 4 副統括者及び各班員は連絡会議の構成員となる。
- 5 班が原子力災害時に行う具体的な行動手順は別紙のとおりとする。

(統括者及び副統括者の職務)

第 14 条 統括者は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

- 2 副統括者は、統括者を補佐し、避難状況を取りまとめ、統括者に事故があるときは副統括者がその職務を行う。

(情報の伝達及び応援要請)

第 15 条 原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整員に報告する。

- 2 連絡調整員は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに統括者に報告す

るとともに、緊急連絡先一覧をもとに、市町村災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と提供、避難誘導等の応援要請を行う。

- 3 連絡調整員は、統括者の指示のもとに、原子力災害時緊急連絡網により非番職員等に統括者の指示等を連絡する。
- 4 連絡調整員は、館内放送設備等を使用し、原子力事故の発生及び状況等を施設内に滞在する者に伝達し、帰宅を促す。

(施設の安全確認等)

第 16 条 安全確認員は、原子力事故等が発生した場合は、施設内に残留している者がいないか及び危険物の安全確認、消防用設備等の配備を行うとともに、屋内退避及び避難に備えた措置を講じる。

(応急物資の確保)

第 17 条 応急物資員は、原子力事故等が発生した場合は、食料、飲料水、燃料等、入館者搬送資機材、原子力防災資機材及び非常用自家発電機を確保する。

(入館者への対応)

第 18 条 避難誘導員は、統括者の指示のもと、施設に滞在する者等、出入りする者を危険がないようにあらかじめ定めた経路に誘導し、退館させる。

(職員の退館等)

第 19 条 安全確認員は、施設内の入館者全ての退館を確認した場合は、統括者に報告する。

- 2 統括者は、施設内の全ての入館者が退館したと報告を受けた場合は、各班員にあらかじめ定めた行動手順に基づき退館準備を指示し、市町村災害対策本部に連絡し状況を確認したうえで職員を帰宅させる。

第 4 章 屋内退避及び避難

(屋内退避)

第 20 条 統括者は、入館者の退館が未了の段階で市町村災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班員を指揮し、適切な屋内退避

措置を講じる。

- 2 各班員は、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。
- 3 入館者等は、職員等の指示に従うものとする。

(避難準備)

第 21 条 避難誘導員は、統括者の指示に従い、施設内に残った入館者に現在の状況を伝達し、安全確認を行うとともに、不安及び動揺を軽減するよう務めるものとする。

- 2 統括者は、市町村災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導員を指揮し、入館者の避難準備をさせるものとする。

(避難)

第 22 条 統括者は、市町村災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班員を指揮し、入館者及び職員等を避難させるものとする。

- 2 各班員は、避難行動要支援者等への対応を含め、あらかじめ定めた行動手順をもとに活動するものとする。
- 3 入館者は、職員等の指示に従うものとする。
- 4 統括者は入館者を避難させる場合及び避難させた場合は、市町村災害対策本部に報告するものとする。

様式集 (参考)

【役割分担表】

班	業務内容	担当者
統括者	・ 総括責任（原子力災害応急対策全般の指揮、各班への指示）	施設の長 ○○○○
副統括者	・ 統括者補佐 ・ 避難状況の取りまとめ	施設の副長 ○○○○
連絡調整員	・ 災害情報の収集 ・ 市町村、関係機関との連絡調整、支援要請 ・ 職員への連絡 ・ 施設内滞在者への情報伝達	○○○○
安全確認員	・ 施設、設備の被害状況確認、安全確認 ・ ドア、窓を閉め、換気扇等を停止 ・ 火の元の確認 ・ 施設内残留者の確認	○○○○
応急物資員	・ 備蓄食料、資機材の点検 ・ 持出品の確認 ・ 応急物資の確保	○○○○
避難誘導員	・ 入館者等への状況説明 ・ 入館者の安全確認、状況把握 ・ 入館者等の避難準備、退避、避難誘導	○○○○

注 1：施設の規模や職員数等を踏まえて、役割を分担するものとする。

注 2：業務内容や担当者は、複合災害に対処できるように、自然災害に対する防災
・ 避難計画とも連動させておくものとする。

注 3：業務内容は、災害時の混乱を避けるため、できる限り詳しく記載するものとする。

【緊急連絡先一覧（外部機関）】

連絡先	電 話		F A X	担当者
	夜 間	休 日		
市町村防災担当課				
市町村福祉担当課				
〇〇〇消防署				
〇〇〇警察署				
〇〇〇病院				
東京電力				
協定締結先	〇〇〇〇			
	〇〇〇〇			
協 力 者	〇〇〇〇			
	〇〇〇〇			
そ の 他	〇〇〇〇			
	〇〇〇〇			

【伝達事項】 【緊急連絡網（施設内）】

発信先	伝達事項	措置内容
市 町 村 災 害 対策本部	(※あらかじめ伝達事項を箇条書きに整理)	
上記以外	(※関係機関ごとに整理)	

No.	職員氏名	住 所	連絡先		メール	
			自 宅	携 帯	自 宅	携 帯
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

【備蓄品・非常持出品リスト】

区 分	品 目	数量	持出	保管場所	直近の有効 (消費)期限	左記期限 対象数量
食 料 ・ 飲 料					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
医 薬 品					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
衛 生 用 品					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
消 耗 品					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
					・ ・	
そ の 他					・ ・	
					・ ・	

原子力事故等覚知後の職員行動手順(例)

施設名 ◆◆◆◆

△△年△△月△△日策定

職員は、原子力発電所の事故等の発生を覚知した場合は、入館者等の被ばくを防ぐため、放射性物質又は放射線が周辺環境に異常放出される事態に至る前に、入館者を適切に誘導し速やかに帰宅を促し、入館者の退館が確認できた段階で、施設職員も退館する。なお、入館者等を退館させる前に事態の進展により施設内での屋内退避や避難が必要になる場合に備え、防護措置の準備を開始する。

【活動概要】

- 統括者（施設の長）は、状況に応じた判断に基づき各班員に必要な指示を行い、入館者、職員及び施設設備の安全を確保する。
- 副統括者（施設の長が指定）は、統括者の補佐するとともに、人手が足りない班員の業務を補助する。
- 切迫した危険がまだないこの段階で、入館者等に帰宅を促す。その際、入館者を適切に誘導する。
- 入館者全員の退館が確認できた場合は、市町村に状況を確認したうえで職員も退館する。
- 事態の進展によっては施設内での屋内退避・避難が必要になる場合に備え、準備を開始する。

【情報収集・伝達】

- 連絡調整員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等による原子力事故に関する情報（トラブル情報、事故の進展情報、モニタリング情報、事業者・国・県・市町村の対応状況、施設がとるべき対応）に留意し、継続的な情報収集を行う。
- 連絡調整員は、市町村の担当窓口連絡して、今後の情報伝達方法を確認する。その際には、あらかじめ作成しておいた伝達事項をもとに連絡する。
- 連絡調整員は、収集した情報を統括者に伝えるとともに、ホワイトボード等に記載する。
- 連絡調整員は、統括者の指示により、館内放送等を用いて事故の情報等を施